フィールドシアター推進モデル事業費補助金

募集要項（三次）

受付期間　令和８年１１月２日～令和８年１１月１６日

令和８年１１月

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課

１．事業概要

山梨県が有する多様な地域資源を文化芸術の発表の場として活用し、山梨県の新たな魅力と価値の創出を図るためのモデル事業を支援します。

【対 象 者】

法人格を有する団体またはそれに準ずる団体

【対象事業】

交付決定の日から令和９年３月３１日までの間に、山梨県が有する多様な地域資源を文化芸術の発表の場として活用し、本県の新たな魅力と価値の創出を図るモデル事業

なお、一次募集である令和８年７月９日（木）から令和８年７月３１日（金）、二次募集である令和８年８月２６日（木）～９月３０日（水）の申請受付期間に申請した同一事業または類似の事業内容を、そのまま三次募集に重ねて申請することはできません。

◎参考

（事業の例）

・公園を利用した屋外上演イベント

・寺社を利用した展示イベント　　等

【申請受付期間】

令和８年１１月２日から令和８年１１月１６日まで

【補助対象期間】

交付決定の日から令和９年３月３１日まで

【対象経費】

対象事業を行うために必要な経費

（出演料、施設使用料、運営委託料、保険料、消耗品費など）

【補助率及び補助額】

補助率　1/2（１，０００円未満の端数は切り捨て）

補助額　補助対象経費の 1/2 以内（１，０００円未満の端数は切り捨て）で、１事業あたり上限１００万円とする。

ただし、補助金の交付決定額を加えた収入の総額が支出の総額を超える場合には、その超える部分の補助金を減額して交付します。

【根拠】

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱

２．申請要件

（１）補助対象者

次のアまたはイに該当する者を補助対象者とします。

ア　法人格を有する団体

・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
・会社及び会社に準ずる営利法人
・特定非営利活動法人
・社会福祉法人、学校法人、医療法人

イ　法人格を有しない団体（権利能力なき社団）で、次の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体
・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
・団体活動の本拠としての事務所を有すること。

ただし、次に該当する者は補助対象者から除きます。

a 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
b 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
c 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
d 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
e 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
f 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記 a から e までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（２）補助対象事業

①次の要件全てを満たすものとします。
・山梨県の自然景観や文化財などを文化芸術活動の発表の場として活用し、山梨県の新たな魅力と価値の創出を図る事業であること。
・申請受付期間に応募を受け付け、審査会で採択された事業であること。
・申請者自らが会場利用の交渉及び会場確保を行うこと。

②上記イベントは、次の条件を全て満たすものとします。
・山梨県内において実施すること
・国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員でない事業であること。
・宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。
・公序良俗に反するものでないこと。
・第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害しないこと。
・その他、法令等に違反しないこと。

上記に該当する補助対象事業であっても、次に該当する事業は補助対象とはなりません。

・展示物、制作物等の販売活動を主な目的とする事業
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項に規定される「接待飲食等営業」及び第５項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設で行う事業
・同一事業内容で山梨県の他補助金の交付を受けている又は受ける予定がある事業
・一次募集である令和８年７月９日（木）から令和８年７月３１日（金）、二次募集である令和８年８月２６日（水）～９月３０日（水）の申請受付期間に申請した同一事業または類似の事業

（３）補助対象経費

補助事業者が補助対象事業を行うために必要な次の表に掲げる経費とします。

区分	費目	内訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕製作費、原稿料、原作料、企画制作料等
設営・会場費等	設営費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、展示設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
人件費・旅費・報償費	人件費[注１]	事務整理等、会場整理等にかかる給料、労災保険料等
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金
役務費・消耗品費等	役務費	広告宣伝費、入場料等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、イベント賠償責任保険料、興行中止保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、送料
委託費	委託費	委託費

（※注１）本事業のために臨時に雇用する者のみ対象。給料として支給するものに限る。賞与等は対象外。

３．補助率、補助金額等

補助率は 1/2

補助金額は、補助対象経費の 1/2 以内（小数点以下切り捨て）で、予算の範囲内で審査により決定します。

補助金額の上限は１事業あたり上限１００万円とする。

ただし、補助金の交付決定額を加えた収入の総額が支出の総額を超えた場合には、その超えた部分の補助金を減額して交付します。

４．補助対象期間

交付決定の日から令和９年３月３１日まで

５．申請手続等

（１）募集に関する質問

ア　質問方法及び送付先

質問がある場合には、電子メールにて次のアドレスに送信してください。

件名は「フィールドシアター推進モデル事業　質問」としてください。

［山梨県観光文化・スポーツ部　文化振興・文化財課　文化芸術振興担当］

メールアドレス　bunka@pref.yamanashi.lg.jp

イ　質問に対する回答

質問に対する回答は、原則電子メールで行います。

電話や口頭での質問にはお答えしません。

（２）申請受付期間

令和８年１１月２日から令和８年１１月１６日まで

（３）申請に必要な書類

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付申請書（様式第１号）

【添付書類】

①事業の目的及びその計画を明らかにする書類（開催要項、企画書など）

②事業経費の内訳（収支予算書）

③過去の事業実績がわかる資料（ポートフォリオなど）

※団体としての実績が無い場合には、構成員の実績でも可

④団体の定款・寄付行為又はこれに類する規約など

⑤団体の役員名簿など構成員がわかるもの

⑥事業における役割がわかる資料（スタッフ名簿など）

⑦（別紙１）誓約書

※様式、（別紙１）誓約書は、山梨県のフィールドシアター推進モデル事業費補助金ページに掲載しています。

⑧雨天時の計画がわかる資料

⑨その他参考資料

◎各種様式は次のページからダウンロードできます。

フィールドシアター推進モデル事業費補助金ページ

https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/fieldtheater2.html

（４）提出方法

○郵送又は持参

申請受付期間内に申請に必要な様式等をダウンロードし、印刷してご記入のうえ、他の必要な書類（コピー）とともに、封筒に「フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付申請書在中」と朱書きし、「特定記録」又は「簡易書留」など、配達が記録される方法で次の宛先まで郵送又は持参してください（必着）。なお、配達が記録される方法によらない郵便での不着の責任は負えません。

なお、交付申請書等を手書きにより作成される場合は、黒又は青のボールペンを使用してください。消すことのできるボールペンの使用はできません。

【宛先】〒400-8501

山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課　文化芸術振興担当

【書類受付期間】

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１６日（月）まで（土日祝日を除く）午前８時３０分から午後５時１５分まで

６．審査及び交付決定

（１）審査の方法

申請要件の審査を行ったうえで、交付を決定します。

必要に応じてヒアリングを行います。

ヒアリングの有無について、令和９年１１月２０日（金）までにメールにて連絡します。

（２）交付決定

審査会で採択された事業者には、交付決定通知を送付します。

なお、交付決定時には補助金の支払いは行いません。事業終了後に実績報告書を提出する必要があります。

（３）不採択決定

審査会で不採択となった事業者には、不採択決定を通知します。

７．事業内容・費用の変更等

（１）事業の内容変更について

補助対象事業の内容、費用等に変更がある場合は、「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る変更承認申請書（様式第３号）」を、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課へ提出し、承認を受けてください。ただし、次に示す変更に関してはこの限りではありません。

①補助対象経費の各区分相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更

②補助事業の目的の達成に支障がなく、補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

（２）事業の中止について

補助対象事業を中止・廃止しようとする場合は、「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書（様式第４－１号）」によりあらかじめ承認を受ける必要があります。

悪天候等やむを得ない理由により事業が中止され、事前に変更承認申請書の提出ができない場合には、速やかに、「フィールドシアター推進モデル事業費補助金事業中止報告書（様式第４－２号）」を提出し、指示を受けてください。

（３）事業の遅延について

補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第５号）」を提出してください。

８．実績報告及び補助金の支払い

（１）実績報告に必要な書類

実績報告にあたっては、次の書類が必要です。

①フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る実績報告書（様式第７号）

②事業経費の内訳（収支決算書）

③経費の支払いが確認できる書類（以下のいずれか）

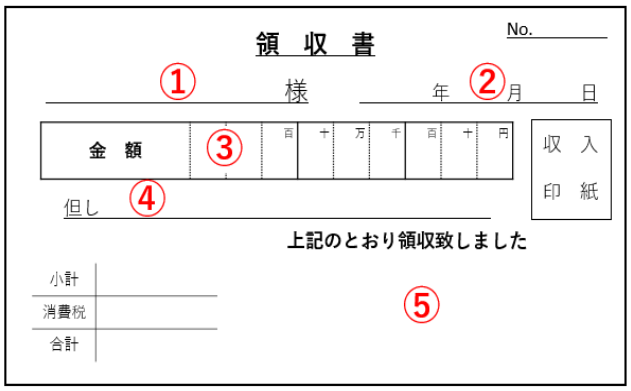
- 領収書
- 出演者や業者側からの請求書と、請求書に基づく銀行振込を確認できる書類

※領収書や請求書は、費用の明細が明記されたものを提出してください。
※補助事業との関連性がわからない領収書等は認められません。
※交付決定日以前に支払を行ったものについては補助対象外となります。

④公演等の開催を行ったことを確認できる書類（広報のためのチラシやポスター、ホームページ、開催日の活動の写真等）

※山梨県のホームページにおいて、ご提出いただいた記録写真を使用する場合があります。あらかじめご承知おきいただき、県ホームページで公表可能な写真を１枚以上ご提出ください。
※公表不可の写真を含めて実績報告書をご提出いただく場合、公表不可の写真にその旨記載してください。

⑤その他添付資料



※次の記載事項に漏れがないかご確認ください。
①申請者と同じ氏名を記載（フルネーム。団体の場合は団体名及び代表者（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇））
②領収年月日を全て記載
③金額の先頭に「￥」等を記載（例：￥100,000 円）
④具体的な内容を記載（例：〇年〇月〇日の〇〇施設使用料）
⑤領収者名・印を記載（例：〇〇株式会社代表取締役〇〇）

（２）実績報告の方法

実績報告に必要な書類は、補助対象事業が完了したとき若しくは悪天候等やむを得ない理由により事業が中止され、中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課に提出してください。

提出方法は補助金交付申請書と同様、郵送または持参とします（５.（４）提出方法を参照してください）。郵送の場合は、封筒に「山梨県フィールドシアター推進モデル事業費補助金実績報告書在中」と朱書きしてください。

（３）補助金の支払い

実績報告書等の内容について審査を行い、適正と認めたときは補助金の交付額を確定し、通知を行ったうえで、補助事業者から提出された振込先が分かる書類をもとに指定された金融機関口座へ振込により支払います。

実施された補助対象事業の内容が、交付申請書や変更承認申請書等に記載されていた内容と大きく異なる場合は、補助対象とならない場合があります。

（４）「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う報告書（様式第９号）」の提出

補助を受けた事業について、申告により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、「フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第９号）」を速やかにご提出ください。

（５）財産処分

補助事業により取得・改修した機械及び器具について、財産処分制限期間中に処分を行う場合には、「財産処分承認申請書（様式第１０号）」により知事の承認を受けてください。

９．交付決定の取り消し

交付決定がされていても、次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消します。

・補助対象者に該当しないことが判明したとき
・申請内容や報告内容、提出書類に偽りや不正があったとき
・補助対象事業が当該補助対象期間中に完了しないことが判明したとき
・実績報告の期日を過ぎ、翌年度の５月末までの支払いに支障を来すとき
・偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき
・公序良俗に反する行為があると認められるとき
・補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき
・このほか、補助金の支給が不適当と知事が認めるとき

10．本事業にかかるスケジュール

本事業においてスケジュールは次のとおりです。

・申請受付期間　　令和８年１１月２日～令和８年１１月１６日
・交付決定　　審査会で採択後順次
・事業実施期間　　交付決定の日～令和９年３月３１日
・実績報告期間　　事業が完了した翌日から起算して３０日以内又は令和９年４月１０日のいずれか早い期日まで
・額の確定　　補助金事業実績報告書確認後

11. その他

（１）補助対象者は、事業に関係する帳簿及び証拠書類をその完了日の属する年度の終了後５年間（令和１４年３月３１日まで）、山梨県からの求めがあった際には、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

（２）本補助金の利用にあたっては、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱等の規定を遵守する必要がありますのでご留意ください。

（３）補助対象事業のチラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイトで、県の文化振興事業の補助金や助成事業の相談窓口である「ヤマナシクリエイターズリンク[YCL]」のロゴマークの使用が可能です。YCL の活動周知のため、ロゴマークを活用頂きますようお願い申し上げます。ロゴマークの種類やサイズ等の詳細は、別途ご案内します。

12. 本事業にかかる問い合わせ先

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課
TEL：０５５－２２３－１７９７
FAX：０５５－２２３－１７９３
E-mail:bunka@pref.yamanashi.lg.jp